

第2期香川県健やか子ども支援計画の変更（素案）について

提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

子ども政策課 総務・子ども未来応援グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話：087-832-3282/FAX：087-806-0207

E-mail：kosodate@pref.kagawa.lg.jp

令和6年12月6日から令和7年1月6日までの1カ月間、第2期香川県健やか子ども支援計画の変更（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、4個人と3団体から17件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
個人	4件	子どもの権利・子どもの意見聴取に関する事	4件
団体	3件	児童虐待防止対策に関する事	1件
合計	7件	ネット・ゲーム依存対策に関する事	2件
		有害情報・有害環境対策に関する事	7件
		子ども・子育て支援を担う人材の確保に関する事	2件
		施策の実施に関する事	1件
		合 計	17件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
子どもの権利・子どもの意見聴取に関すること	
素案 29 ページの「1 基本理念」、30 ページの「2 基本目標」、「3 基本的視点」の文章に国連の「子どもの権利条約」、わが国の「こども基本法」、「児童福祉法」で示された「子どもの権利」とその保障という考え方を明確に示していただきたい。	今回の計画変更は、計画期間を1年延長するものであり、基本理念や基本目標の見直しはしないこととしておりますが、次期計画を策定していく中で、「子どもの権利」について、さらに議論を深めてまいります。 なお、今回の見直しにおける「子どもの権利条約」や「こども基本法」の趣旨を踏まえた子どもの権利の保障につきましては、計画案の77 ページにおいて、「児童憲章や児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、すべての子どもが差別や権利侵害を受けることがないよう子どもの最善の利益の優先に努めるとともに、人格を持った一人の人間として尊重されるよう、さまざまな機会と媒体を活用した啓発活動を推進」する旨、記載しており、「子どもの権利」についての理解が進むよう取り組んでまいります。
素案 91 ページの4 番目の「○」の記載について、「基本的人権の尊重や「子どもの権利」についての理解」という表現に加筆してほしい。 まず、学校等の先生方が「子どもの権利条約」や「子どもの権利」の内容を十分に学ぶことが必要であり、そこで学んだことを子どもたちに授業や学校生活全体の中でわかりやすく伝え、一緒に考えたり、生活の中で生かせるように取り組むことをお願いしたい。	「社会科や公民科での学習をはじめ、学校教育活動全体を通して、基本的人権の尊重や子どもをはじめとするさまざまな人権課題の理解を深めるよう努めます。」と記載することとします。 教員に対しては、人権についての研修会等を実施しており、引き続き、理解と認識の深化に取り組んでまいります。
子どもの権利条約が批准されて久しいが、その頃子どもだった世代から、今の子ども世代まで、子どもの権利がどれほど理解され浸透しているか疑問であり、学校で日常的に話題にしてもらうのがよいように思うが、それが難しい場合は、是非、図書室や学級文庫に子どもの権利について知ることのできる書籍を入れてほしい。 また、少子化支援はもちろん重要だが、それ以上に子ども時代に社会の中で人として尊重されて育った、そういう実感が次の世代を生む力になったり、生まれてきた	学校の授業等において、子どもをはじめとするさまざまな人権課題について学ぶ機会を確保するとともに、「香川の子どもたちに贈る100 冊」の中で、児童生徒が人権に関わるものを含むさまざまな知識を身につけられるような本を選定しております。

命を（虐待などせずに）育んでいく力になると思うので、まずは、子どもの権利について学校で知ることができる環境を整えていただきたい。	
素案 122 ページの「Ⅲ 子ども等の意見聴取の取組み」の項目については、大変良いことだと思う。 それに関連する内容で、児童福祉法で規定され、令和 6 年 4 月から都道府県の努力義務としてスタートした県の委託事業で実施している「意見表明等支援事業」について、「委託事業予算の増額」と「意見表明等支援員の人材確保への支援」の加筆をお願いしたい。	意見表明等支援事業については、今後、取組みをさらに推進していく必要がありますが、予算の増額等については、毎年度の予算編成の過程において検討するものであるため、計画への記載は困難です。
児童虐待防止対策に関すること	
素案 66 ページの 6 番目の「○」にある「その他の関係機関との連携」の記載について、情報共有も含め、児童相談所が児童福祉関係団体とチームを組んで支援を行う方がより良い支援につながると思うので、その箇所を「その他の関係機関、団体等との連携」と加筆した方がよい。	児童相談所では、ケースによっては、児童家庭福祉に携わる民間団体とも連携して対応しています。ご指摘の趣旨は理解しており、今後、その連携を強化していく必要があると考えておりますが、個人情報への取扱いへの留意などの課題があり、さらなる検討が必要なことから、本計画では、ご指摘の加筆は行いません。
ネット・ゲーム依存対策に関すること	
素案 74 ページの最後の「○」の記載について、「ゲームやインターネットの過剰な利用」の結果「依存症」になるという科学的エビデンスは存在していないという認識である。断定的に依存症につながると計画に記載することは不適切であり修正すべきである。	ゲームやインターネットの過剰な利用が、結果として依存状態に陥ることにつながり、とりわけ、射幸性が高いオンラインゲームには終わりがなく、大人よりも理性をつかさどる脳の働きが弱い子どもが依存状態になると、大人の薬物依存と同様に抜け出すことが困難になることが指摘されています。 子どもたちの生活上に支障がないよう、引き続き家庭や学校を含む社会全体で対応していきたいと考えています。

素案 101 ページの「13 ネット・ゲーム依存対策の推進」の項目にある文面はすべて削除し、下記内容を反映した文面に置き換えること。

《13 デジタルウェルビーイングを促す施策の推進》

ビデオゲームやインターネットサービス、それらが稼働している ICT 機器は、医学的に誤った運用を行うと、子どもを含めた使用者の健康を損ねる恐れが高くなる。

パソコンやスマートフォン、タブレット端末については、携帯電話キャリアや OS 開発会社 (Microsoft、Apple、Google) が提供しているデジタルウェルビーイング (ペアレンタルコントロール機能含む) に関する公式情報に基づいた啓発や情報の提供を行うとともに、厚生労働省が公開している「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」「自宅等でテレワークを行う際の作業環境整備」に基づいた機器の運用の周知、啓発を継続的に実施する。

ゲーム機については、上記事項に加え、ゲーム業界にいる事業体が自主的に行っている公開授業やセミナーと連携し、トラブルをなくし、かつ、健康を損ねずに安全にゲームを運用するための周知、啓発活動を継続的に実施する。

それと同時に、子どもをサイバー犯罪やネットトラブルに巻き込まない、もしくは、子ども自身で起こさない、加担しない、そして、年齢に相応しくない (デジタル版含む) コンテンツへのアクセスを抑止するために、個人市場向け ICT 機器 (パソコン、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機) に備わっているペアレンタルコントロール機能の適切な活用を促進するための施策や啓発を継続的に実施する。

闇バイトへの加担など、それらの安全対策を無効にする子どもの問題行動については、家庭の経済的貧困といった「子どもを取り巻く外部環境」が原因となっていることがあるので、関係各部署や国と連携して、大人の社会環境の改善を図れるよう努

県では、ネット・ゲーム依存症対策条例に基づき、「13 ネット・ゲーム依存対策の推進」の記載にあるとおり、正しい知識の普及啓発、相談体制の整備や適切な医療提供体制など、これまでネット・ゲーム依存対策に関する各種施策を実施しており、現時点では、ご意見のとりの記載とすることは考えておりませんが、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。

める。

《14 ゲーム行動症(ゲーム依存)対策の推進》

「真の」ゲーム依存(ゲーム行動症)は、現実世界での生き辛さが原因になっていることが大半である。児童生徒ならば、具体的には、家庭環境(虐待を受けている、親がネグレクト等を起こしている等の状況に置かれ心理的に孤立している、家族との死別など)、学校生活で受けた自我が壊される寸前のレベルの過剰なストレス(執拗な暴力、暴言、ハラスメント行為、悪質な嫌がらせなどを受ける、学業や部活がうまくいかない、など)などがあげられる。

実際、昨今数字が飛躍的に上がっている不登校の児童生徒の数や自殺する10代の若者の数にあるように、子どもを取り巻く環境はとみに悪化していると推測される。

これは、現代社会が、子どもが非常に生きづらい社会になっていることを示唆する。

今の子どもたちは、その生きづらさを一時的に緩和させる(忘れる)ためにビデオゲームを使うことがある。受けているストレスが本人にとって危険なレベルになっているほど、そのビデオゲームの使い方も、客観的に見て、危険なものになる。その状態を放置しておく、と、結果、ゲーム行動症になってしまいかねない。

だから、ゲーム行動症は、ビデオゲームやインターネットサービスの適正利用を啓発したり、ビデオゲームやインターネットサービスの使用時間を減らしたり、それらを動かしているICT機器(スマートフォンやゲーム機、パソコン)を子どもの世界から永久に消し去ったりすることで解消することは「ない」。

すべての香川県在住の大人と子どもを持つ親は、この認識の下で各人の仕事を行う。ビデオゲームが自我の崩壊を止める最終安全地帯になっている子どもからそれを奪うこと、使用を制限させることは、松葉杖をとると一切歩けないけが人から松葉杖を奪い「歩け」と命じる行為と同じで

あり、状況をさらに悪化させることにしかないからだ。

(参考：ビデオゲームやインターネットが「ない」場合、該当する子どもたちは、摂食障害、自傷行為、オーバードーズ、非行全般、自殺、など、ゲームやネットの使用など比較にならないレベルの身体的、医学的、もしくは、外部社会への悪影響が甚大な行為を選んだり起こしたりする可能性が高くなる。)

社会のひずみは、社会的弱者といわれる人たち、例えば、子どもたち、に影響を特に与える。

これは、おとなも生きづらい社会になっていることを示唆する。ゲーム依存を含めた、子どもが起こす異常な行動やそれに伴う「外部から見た」異常な状態は、その周囲にある社会(家庭、学校、地域)の環境に問題がある現実を投影している、と、大人は認識されたい。

ゆえに、行政の施策の観点からは、大人、子ども問わずだれもが生きやすい社会環境の構築を、施策の施行や法の制定で支援することで、「真の」ゲーム依存(ゲーム行動症)対策を行うことができる。

教職員の労働環境の改善、子育てに関する親の不安の緩和対策、大人の社会における賃金など労働環境の改善⇨家庭や子どもの貧困対策、不登校⇨引きこもり、への対策、子どもの非行や自殺の抑止への対策、など、大人の社会や家庭という社会において、これらの「既知」といえる、社会に横たわる問題を、関係各部署や国と連携して1つでも解消を図ることで、子ども「も」生きやすい社会環境を構築する。

それが、行政という観点からできる、信頼性の高い医学的根拠や臨床現場からのフィードバックに従った「真の」ゲーム依存対策だ。

香川県は、この認識「のみ」に従い、県職員や県議会議員、そして、県内在住の大人の総力を挙げ、すべての県内の子どもが生きやすい社会の構築を進める。

(ゲーム行動症対策は、ゲーム行動の嗜癖性に焦点をあてたものではなく、その人の有している問題、すなわち、発達特性、併存精神障害(気分障害、不安・パニック障害、注意欠陥多動障害、強迫性障害、睡眠覚醒障害等)や家族葛藤、家庭環境および教育環境、そして社会経済的因子などへの対処を第一義に考えるべきであろう。～依存症の研究者、篠原菊紀氏による note の投稿より～)

有害情報・有害環境対策に関すること	
素案 74 ページの 9 番目の「○」及び素案 88 ページの最後の「○」にある「有害情報」の記載について、有害情報の範囲が広く、児童の権利に関する条約やこども基本法が認める表現の自由・知る権利を脅かす可能性があるため、有害情報の定義について、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の青少年有害情報などの範囲に限定する旨の注釈をつけるべきである。	青少年にとって有害な情報については、ご指摘の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」をはじめ、香川県青少年保護育成条例などで規定されていますが、こども基本法においては、子どもの年齢や発達の程度に応じて、その最善の利益が優先して考慮されなければならないとされており、その範囲を限定することは考えておりません。
素案 99 ページの 1 番目の「○」の記載について、「規制」の基準が何であるかを明記されたい。	子どもを取り巻く有害環境の「規制」の基準は、計画案 99 ページの 1 番目の「○」中に挙げた法令及びその施行規則等に記載されています。
素案 99 ページの最後の「○」の記載について、中央省庁や関係各省など、中央政府とも連携する旨を追記されたい。	国においても、こども家庭庁をはじめ関係省庁による普及啓発等が行われているところですが、県としては、こうした取組みと歩調を合わせつつ、警察本部、教育委員会、知事部局が連携して取り組んでまいります。
素案 100 ページの 1 番目の「○」の記載について、映画業界、ビデオゲーム業界、ICT 業界が設けている「年齢や使用状況に応じたコンテンツの適正運用を促進する各種機能や施策の周知や啓発を、関連業界と連携して行う」旨を追記されたい。	香川県ネット・ゲーム依存症対策条例では、「インターネットを利用して情報を閲覧（視聴を含む。）に供する事業又はコンピュータゲームのソフトウェアの開発、製造、提供等の事業を行う者は、その事業活動を行うに当たっては、県民のネット・ゲーム依存症の予防等に配慮するとともに、県又は市町が実施する県民のネット・ゲーム依存症対策に協力するものとする。」と定めており、ご指摘の連携については、今後検討してまいります。

青少年にとって身近な脅威であり、将来の選択肢を狭める結果につながる可能性が高いことから、「デジタル技術を使った犯罪行為や(客観的に見て)悪質ないやがらせ行為を青少年「自ら」行わないよう、ICTの活用に関する法教育、メディア情報リテラシー教育を強力に推進する」という内容を追加してほしい。	素案 99 ページの最後の「○」の取組内容の一つとして、県では、教育委員会と警察本部が連携して、刑事責任年齢を迎える 14 歳になる前に、「13 歳の自律教室」として、県下の中学 1 年生を対象に出前講座を行い、法に基づいた正しい判断力の育成等を図っています。また、素案 99 ページの 8 番目の「○」に記載のある「非行防止教室」や、素案 100 ページの 3 番目の「○」に記載のある「携帯安全教室」を実施するなど、被害者にも加害者にもならないよう、専門家による法教育も含め、情報モラル教育を行っており、今後も継続していきます。
素案には、子どもへの受動喫煙の危害について触れられていないが、子ども(胎児を含む)のいる場所での喫煙は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えているが、子どもは自らの意思で避けることができ難い状況であり、子どものいる場所(特に家庭内など)での喫煙(受動喫煙)を止めることの周知徹底が必要である。 都道府県等の受動喫煙防止条例で規定を設けている例がいくつかあるが、まだ少数であり、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いしたい。 加えて、子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするため、禁煙外来の治療費助成について、県と市町村で検討してほしい。	41 ページの(3)の2つめの「○」において、妊娠中の喫煙(受動喫煙を含む。)について、妊婦やその家族を対象とした保健相談や保健指導の強化に努める旨を記載しており、母子健康手帳の配付時などを通じて、子どもへの受動喫煙の影響について周知啓発しているところです。引き続き、健康への影響が大きい子どもへの受動喫煙防止に努めます。 香川県においては、受動喫煙防止条例の制定の予定はありません。 また、香川県においては喫煙をやめたい者に対して、禁煙治療に保険が使える医療機関一覧を県ホームページにおいてお知らせをしているところです。
素案 100 ページの 6 番目の「○」の記載について、「薬物」には、「通常の服用をしていれば安全な医薬品や市販薬」を含めるようお願いしたい。	「医薬品」を医療目的以外で使うことも「薬物乱用」となります。当該計画では、医薬品の過剰摂取(オーバードーズ)が社会問題となっていることから、「学校薬剤師会や警察などと連携して薬物の危険性についての」を、「学校薬剤師会や警察などと連携して薬物や医薬品の過剰摂取(オーバードーズ)の危険性についての」と記載することとします。

子ども・子育て支援を担う人材の確保に関すること	
素案 73 ページの【数値目標・計画値】に記載のある「保育士人材バンクを通じて復職した保育士数（累計）」について、計画策定時は 608 人（H25. 8～R6. 7）で、令和 6 年度は 290 人（R7～R11）となっており、復職者が多数だが、復職を促す施策など教えてほしい。	「保育士人材バンク」においては、専任コーディネーターによる求職者にあわせたきめ細かな就職相談や情報提供など就職に向けた支援を行っています。また、潜在保育士の復職支援となる保育士スキルアップセミナーの開催や潜在保育士が復職する際の就職準備金の貸付事業等ともあわせて、復職による人材確保に取り組んでいます。
素案 64 ページの 8 番目の「○」の記載について、令和 6 年 3 月の香川県看護師養成学校等の卒業生の県内就職は、わずか 50%にとどまっており、引き続き、県内就業の魅力を伝えられるようにご支援いただきたい。	県内の看護師等養成施設を卒業した看護職員の県内就業率の向上に向けて、引き続き、看護学生への修学資金の貸付けや合同就職説明会の開催、ナースセンター事業等を香川県看護協会や看護師等養成施設、県内医療機関等と連携して取り組んでまいります。
施策の実施に関すること	
素案全体に対して、科学的根拠のある施策としてほしい。	計画に基づく施策については、EBPM（データや統計を活用して、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく）の観点も踏まえ、各年度において点検・評価し、子ども・子育て家庭の実情を踏まえた施策を展開していけるよう、引き続き、取り組んでまいります。